

早稲田大学博士論文概要書

アメリカ法におけるマリタイムリーエンの研究

早稲田大学大学院法学研究科

伊藤 洋平

I 本論文の目的と構成

1. 本論文の目的

平成 30 年の商法改正において、船舶先取特権の被担保債権の範囲や優先順位に関して若干の改正がなされたが、船舶先取特権の消滅に関する規定（商法 845 条、同 846 条）や、後に生じた船舶先取特権が前に生じた船舶先取特権に優先するとの基本的規律（商法 843 条 2 項ただし書。本論文では「逆順優先ルール」という。）については、特段の変更はなされなかった。わが国では、担保金提供の必要性（民事保全法 14 条）や、船舶が実際にわが国の港に入港するまで裁判所の管轄を生じないこと（同法 12 条 1 項）などから、船舶の仮差押は極めて稀にしかなされていない反面、船舶先取特権を有する場合は、船舶の差押が比較的容易でもあり、船舶先取特権の有無は船舶債権者にとっては最大の関心事である。かかる背景もあってか、わが国における船舶先取特権の議論はこれまで、被担保債権の範囲（「航海」の意義や雇用契約によって生じた債権の範囲など）や準拠法など、主として船舶先取特権の成立段階での議論に終始してきた。その反面、船舶の売却や配当の手續にまで進むことは稀であり、裁判所の競売手續の効果や複数の船舶先取特権の優劣について裁判所が判断を示す機会もほとんどなく、わが国では船舶先取特権について、被担保債権の範囲などの一部の論点を除き、深い検討がなされてきたとはいいがたい。

かかる問題意識から、本論文では、これまであまり議論されてこなかった船舶先取特権の問題に関して示唆を得ることを目的として、アメリカ法におけるマリタイムリーエンを様々な角度から検討し、考察している。

2. 本論文の構成

本論文は、問題の所在と論文の目的を示した「はしがき」以下、第 1 部から第 4 部までの 4 部で構成されている。第 1 部「アメリカ法におけるマリタイムリーエンの追及性とその限界」（初出：早稲田法学会誌 71 巻 2 号）は、マリタイムリーエンの追及性について、

私人間取引における限界を画する機能を果たしている laches の法理について検討するとともに、追及性の例外ともいふべき海事裁判所の競売によるマリタイムリーエンの消滅について、その根拠やリーエンホルダーに対する手続保障などについて論じている。第2部「アメリカ法におけるマリタイムリーエンの順位」（初出：早稲田法学会誌 72 巻 2 号）は、マリタイムリーエンの順位（優劣）について、被担保債権の種類による優劣と発生時期の先後による優劣とに分けて、それぞれ一般海事法上の原則および制定法による修正を確認し、その背景にある根拠について考察している。第3部「アメリカ法における船舶擬人化理論（personification theory）の今日的意義」（書き下ろし）は、アメリカ海事法において重要な役割を果たしてきた船舶擬人化理論について、その誕生から発展、衰退の経緯を確認し、同理論が有する今日的意義について考察している。第4部「マリタイムリーエンの成立に関する準拠法選択の有効性」（早稲田法学会誌 73 巻 1 号）は、マリタイムリーエンの成立に関する準拠法について、アメリカ抵触法理論の大転換（アメリカ抵触法革命）による影響を考察した上で、当事者の合意による準拠法指定を許容する近時の裁判例について検討している。

II 本論文の概要

1. 第1部「アメリカ法におけるマリタイムリーエンの追及性とその限界」

第1部第1章「私人間売買における追及性と第三取得者の保護」では、私人間売買における追及性の根拠および限界について検討を行った。本章第1節では、コモンロー上のリーエンとは異なる海事法特有のリーエン、すなわち、マリタイムリーエンが英米においてはじめて誕生した裁判例にまで遡って、追及性の根拠を探った。The Nestor 事件判決やイギリスの Bold Buccleugh 事件判決の検討により、マリタイムリーエンは、船舶をほとんど唯一の拠り所とする海事債権者の保護と航海の継続・完遂という、必ずしも相容れな

い目的を両立させるために生み出された担保制度であることを確認した。その上で、コモ
ンロー上のリーエンとは異なり、占有も登記による公示も必要としないシークレットリー
エンであるという性質から、第三者への売却によってリーエンの負担を回避することを防
止するために追及性が認められていることを指摘した。

本章第2節では、追及性を認める必要性和同時に、善意の第三者を保護する必要性につ
いても、マリタイムリーエンが認められた当初から認識されていたことを指摘し、アメリ
カの裁判所は、かかる利害調整を衡平法上の法理である *laches* の法理に求めたことを確
認した。さらに、海事事件における *laches* 法理の適用基準に関する2つの連邦最高裁判
決を検討し、アメリカ法は基準の明確性や当事者の予測可能性よりも、個々の事案におけ
る当事者間の公平をより重視していることを明らかにした。

本章第3節では、マリタイムリーエンの実行の局面において、*laches* 法理の要件であ
る不合理な遅延 (*unreasonable delay*) および被告の不利益 (*prejudice*) につき、いか
なる事情が考慮されているかを、裁判例の検討を通じて考察した。

第1部第2章「裁判所の競売によるマリタイムリーエンの消滅」では、マリタイムリー
エンの追及性が制限されるもう一つの例外である、裁判所の競売手続によるマリタイムリ
ーエンの消滅について検討した。本章第1節では、議論の前提として、アメリカの海事裁
判所における訴訟手続のうち、マリタイムリーエンの実行手続であるアレスト（対物訴訟）
の手続と、被告の出廷を促すことを目的として被告の財産に対する仮差押を行うアタッ
チメントの手続を概観し、その相違点、殊にアタッチメント手続における競売によってはマ
リタイムリーエン消滅の効果が生じないことを確認した。

本章第2節では、かかる手続の性質の違いを踏まえ、海事裁判所の競売によってすべて
のマリタイムリーエンが消滅するとの法的効果は、競落代金の最大化の要請に加え、対物
訴訟手続が有する一種の清算手続的側面により導かれるのではないかとの仮説を提示した。
また、リーエン消滅の効果を生ずる対物訴訟において、リーエンホルダーに対する手続保
障がいかに関われているかについても検討し、対物訴訟においては「物に対する通知が当

該物に利益を有するすべての者に対する通知となる」との論理が、今日においてもなおリーエンホルダーへの手続保障の基礎となっていることを確認した。

本章第3節では、海事裁判所以外の裁判所による売却の効果、具体的には、外国裁判所および倒産裁判所の売却によってマリタイムリーエン消滅の効果が認められるか否かについて検討した。外国裁判所の競売については、対物訴訟においては船舶自体が被告であり、その効果は全世界に及ぶのに対し、アタッチメントの場合は、その効果は訴訟当事者たる原告にしか及ばないとの考えから、リーエン消滅の効果を認めるためには、当該外国裁判所の手続が対物訴訟手続またはこれに十分に類似した手続であることが必要であると解されていることを確認した。倒産裁判所については、アメリカの倒産法および倒産裁判所の位置づけ等について概観した上で、海事裁判所と倒産裁判所の管轄権の競合問題（オートマティックステイの及ぶ範囲）について考察した。また、倒産裁判所による売却の効果については、倒産裁判官の地位という憲法上の問題も含め、海事裁判所と倒産裁判所の関係は混沌を極めており、実務上は倒産裁判所による売却を回避する傾向にあるため、今しばらく不透明な状態が継続するであろうことを指摘した。

2. 第2部「アメリカ法におけるマリタイムリーエンの順位」

第2部第1章「被担保債権の種類によるマリタイムリーエンの優劣」では、マリタイムリーエンの種類による優劣について検討した。本章第1節では、一般海事法上マリタイムリーエンとして認められている船員給料、海難救助、海事不法行為及び契約リーエンについて、一般海事法上の順位付けおよびその根拠についてそれぞれ確認するとともに、これらのマリタイムリーエンに優先するとされる裁判所保管下の費用（*custodia legis*）の範囲について検討した。

本章第2節では、1920年の船舶抵当権法（*Ship Mortgage Act 1920*）が一般海事法上の順位付けに対して及ぼした影響およびその背景事情について検討した。一般海事法にお

いては、船舶抵当は冒険貸借と異なり、航海または海上危険とは無関係に締結される契約であり、海事契約ではないと解されていたため、船舶抵当権者は海事裁判所において船舶に対する対物訴訟を提起することができず、また船舶抵当権は常にマリタイムリーエンに劣後するものとされ、その地位は極めて低いものであった。しかし、第一次世界大戦により肥大化した戦時艦隊の解体の必要性から、船舶抵当権者の地位の強化が喫緊の課題となった。そのため、連邦議会は船舶抵当権法を制定し、船舶抵当権に広義のマリタイムリーエンの地位を認めるに至り、その後もその対象が外国船舶にまで拡大され、優先的船舶抵当権の要件が緩和されるなどの法改正がなされ、船舶抵当権法の目的が次第に船舶金融の促進・保護へと移行していった過程を確認した。また、船舶抵当権法が優先的船舶抵当権の設定後に生じた契約リーエンを劣後的マリタイムリーエンとした理由は、実務上保険によるてん補がなされる海事不法行為および海難救助と異なり、契約リーエンは保険によるてん補が期待できないこと、また船舶抵当権は登記による公示がなされるため、優先的船舶抵当権設定後の契約リーエンを劣後させても不当でないためであることを確認した。さらに、船舶抵当権法の制定により、不法行為リーエンとも契約リーエンとも構成しうる混合（ハイブリッド）リーエンに関連して、新たに発生した財政的不堪航（**financial unseaworthiness**）の概念について考察した。最後に、かかる必要品供給リーエンの相対的地位の低さに鑑みれば、必要品供給債権にマリタイムリーエンが認められておらず、制定法上のリーエンが認められているにすぎないイギリス法との乖離は必ずしも大きくないことを指摘した。

第2部第2章「発生時期の先後によるマリタイムリーエンの優劣」では、一般海事法上の原則とされる「逆順優先ルール」（**inverse order rule**）の根拠について考察するとともに、判例法および制定法による修正について検討した。本章第1節1では、「逆順優先ルール」の理論的根拠とされる便益理論（**benefit theory**）および準所有者理論（**proprietary interest theory**）について、主要な裁判例を詳細に検討した結果、いずれも「逆順優先ルール」の理論的根拠としては難点があり、同ルールの実質的な根拠は、マ

リタイムリーエンを取得した者は速やかにリーエンを実行すべきであるとの価値判断にあると考えられることを指摘した。本節2では、「逆順優先ルール」について判例法上認められてきた特別な修正ルールに関する裁判例を分析した。これらの各種特別ルールは対象となる船舶の航海形態や地理的事情によってリーエンが優先的地位を保持する期間が異なるものの、「逆順優先ルール」の厳格な適用によって、航海の継続、海上取引の維持というマリタイムリーエンの本来の目的を阻害することを回避するため、リーエンホルダーによる権利実行に対して一定の猶予期間を設定するという点において一致している。したがって、ここでも便益理論や準所有者理論といった理論的根拠よりも、リーエンホルダーは迅速にリーエンを実行すべきであるとの価値判断が重視されており、この点において各種特別ルールにより修正された「逆順優先ルール」は、*laches* の法理に極めて近接しているとの見方を示した。

本章第2節では、船舶抵当権法がマリタイムリーエンの発生時期による優劣に及ぼした影響について考察した。本節1では、船舶抵当権法は、リーエンの発生が優先的船舶抵当権の設定の前か後かという時的要素をマリタイムリーエンの「種類」の中に取り込み、契約リーエンに関する限り、優先的船舶抵当権の設定よりも早く発生したリーエンが設定後に発生したリーエンに優先するという「早い者勝ち」ルールを実質的に導入したことを確認した。本節2では、このような「早い者勝ち」ルールの実質的導入によって、マリタイムリーエンの消滅だけでなく、順位においても *laches* 法理の適用の必要性が生じたことを確認した上で、優先的船舶抵当権設定時において *laches* が成立しなかった契約リーエンは、いわばその時点において優先的地位が確保され、優先的船舶抵当権設定後に発生した契約リーエンとの関係においては、いかに権利実行が遅くとも *laches* 法理の適用を受けなくなったことを指摘した。さらに、本節3では、登記によって公示される優先的船舶抵当権に対しても *laches* 法理が適用される余地について検討し、たとえ優先的船舶抵当権であっても、それ実行が不当に遅延した場合には、*laches* の法理または衡平法上の劣後 (*equitable subordination*) の法理により、後順位の劣後的マリタイムリーエンに劣

後しうることを確認した。

最後に本章第3節では、マリタイムリーエンの「種類」による優劣と「発生時期」による優劣の関係について考察した。この点については、一般には種類による優劣が優先すると解されているが、これを明示した連邦最高裁判決はなく、むしろ、マリタイムリーエンの順位に関する直近の連邦最高裁判決である **John G. Stevens** 事件判決（1898年）の準所有者理論によれば、発生時期による優劣が種類による優劣に常に優先することになるとも考えられる。しかし、**John G. Stevens** 事件判決は衝突リーエンとその前に発生した必需品供給リーエンの優劣に限定した判断であること、発生時期による優劣が優先すると、種類による優劣に関してこれまで裁判例の蓄積によって形成されてきた一般海事法が全く無意味なものとなること、さらに船舶抵当権法が契約リーエンをその発生時期によって優先的／劣後的マリタイムリーエンの二種類に分類したのは、種類による優劣が一次的な判定方法であることのあらわれともいえることから、種類による優劣が優先すると解されていることを指摘した。他方で、裁判所は、事案によっては *laches* の法理や衡平法上の劣後の法理、「優先権の放棄」(waiver of priority) という概念を用いた調整を図っていることから、種類による優劣を発生時期による優劣が補完ないし修正する関係にあるとの見方を示した。

3. 第3部「アメリカ法における船舶擬人化理論 (personification theory) の今日的意義」

第3部第1章「擬人化理論の生成と発展」では、船舶擬人化理論が誕生し、その後連邦最高裁判所でも繰り返し引用されるなど、アメリカ海事法において隆盛を極めるまでの過程について検討した。本章第1節では、まずアメリカにおける擬人化理論およびこれと相対立するとされるイギリスにおける手続理論の相違について確認し、もっぱらマリタイムリーエンに基づく対物訴訟の法的性質論である船舶擬人化理論と、制定法上のリーエンを念頭に置いた対物訴訟の法的性質論である手続理論とでは、拠って立つ前提が異なるため、

相反する考え方として対比すること自体が適切とは思われないことを指摘した。本章第2節では、船舶擬人化理論を確立したリーディングケースである **The Little Charles** 事件判決、**The Palmyra** 事件判決、**The Brig Malek Adhel** 事件判決について検討した。これらの裁判例は、いずれも通商禁止法や海賊法等の法令違反を理由とする船舶の没収事件に関するものであり、船舶に対する対物訴訟手続によって実行される点においてはマリタイムリーエンと共通するが、この時点ではいまだ一般海事法上の原則として船舶擬人化理論が展開されていたわけではなかったことを確認した。本章第3節では、その後船舶擬人化理論のマリタイムリーエンへの適用を認めた2つの連邦最高裁判決（**The China** 事件判決、**The Barnstable** 事件判決）について検討した。**The China** 事件判決は、強制水先人の操船下において発生したため、船舶所有者が対人責任を負わない船舶衝突事故につき、本船の対物責任を認めたものである。しかし、その判示内容を詳細に検討すると、多くの場合水先人の資力は十分でないという状況下において、完全なる被害者である相手船所有者と、自らの意思により本船を運航下に置いた本船所有者とを比較し、後者に損失を負担させることが相当との政策判断が判決の主たる理由であったことを確認した。また、**The Barnstable** 事件判決では、裸備船者の過失によって発生した船舶衝突事故について本船の対物責任が認められたが、そもそも本件では、本船の対物責任が認められることについて当事者間には争いがなく、そのため、船舶擬人化理論に関する裁判所の判示は傍論にすぎなかったことを確認した。

第3部第2章「擬人化理論の衰退」では、隆盛を極めていた船舶擬人化理論が「単なるフィクション」との批判を受け、支持を失っていった過程について考察した。本章第1節では、船舶擬人化否認論の急先鋒であったホームズの理論および裁判例について検討した。ホームズは、船舶の対物責任は中世法の贖罪を起源とするものであるとの贖罪理論に基づき、船舶擬人化否認論を展開した。1922年の **The Western Maid** 事件判決では、船舶擬人化理論は「法の創造物たるフィクション」であるとして、戦時中に徴用されていた商船が起こした船舶衝突事故につき、本船の対物責任を否定したが、この判断に対しては、

連邦最高裁判所による2件の先例に明確に反するとして、極めて厳しい口調の反対意見が付されている。このように、ホームズは自らの理論の追求のために、いささか強引に擬人化否認論を展開したが、これがその後の裁判例や学説に大きな影響を及ぼすこととなったことを確認した。本章第2節では、船舶擬人化理論を否認した裁判例について検討した。本節1では、*res judicata*（請求遮断効）と対物訴訟の関係に関する裁判例を分析し、裁判所は混同効、遮断効いずれについても、船舶擬人化理論から演繹的に結論を導くのではなく、訴訟法上の観点から適切な結論を導き出していることを確認した。また本節2では、対物訴訟を被告たる船舶が所在しない地区の裁判所へ移送することの可否について検討し、ここでも裁判所は船舶擬人化理論に拘泥せず、訴訟法上の考慮に基づく結論を導き出していることを確認した。

第3部第3章「擬人化理論の今日的意義」では、船舶擬人化理論に対する積極・消極それぞれの立場について検討し、同理論の有する今日的意義について考察した。本章第1節では、ホームズの提唱した贖罪理論に対しては、学説は総じて批判的であるものの、船舶擬人化理論のリーディングケースとされる *The China* 事件判決や *The Barnstable* 事件判決については、裁判所による慎重な政策判断に基づく判決であって、擬人化理論はそのような結論を述べるのに都合のよい論理であったにすぎないと評していることを確認した。本章第2節では、これに対して、船舶擬人化理論を今日においても支持する見解は、擬人化理論がフィクションであることは否定しないものの、対物訴訟における擬制通知を提供する点や、責任主体を特定することの困難性を克服できる点において、擬人化理論は今なお有用であると主張していることを確認した。本章第3節では、両説の主張について考察し、船舶そのものを被告とすることができるということを捉えて、「船舶は船舶所有者から独立した法的主体である」と表現する（擬人化する）限りにおいては正当であるが、それを超えて、船舶擬人化理論を常に正しい結論を導くことのできる海事法上の判断原則とみなすことは相当でないとの結論を述べた。

4. 第4部「マリタイムリーエンの成立に関する準拠法選択の有効性」

第4部第1章「アメリカ抵触法の基礎理論」では、アメリカ抵触法の基礎理論の変遷について確認した。本章第1節では、抵触法第1リステイトメントに代表される伝統的理論においては既得権理論に基づく属地的な法選択ルールが採用され、また準拠法や裁判管轄に関する当事者自治はほとんど認められていなかったことを確認した。本章第2節では、かかる伝統的理論に対する批判から、当該事案において最も妥当な結果をもたらす準拠法を導き出すことを指向した抵触法第2リステイトメントが公刊され、主たる法選択方法論が「ルール」から「アプローチ」へと大きく転換したことを指摘した。また、抵触法第2リステイトメントでは、従来完全に否認されていた当事者自治について積極的な承認へとその態度を大きく転換させたことも確認した。本章第3節では、かかるアメリカ抵触法の基礎理論の大転換（アメリカ抵触法革命）後の海事裁判所における準拠法選択について検討し、抵触法革命の影響が *Lauritzen* 事件判決による最重要関連地テストの確立、および *Bremen* 事件判決による当事者自治の積極的承認となってあらわれたことを確認した。

第4部第2章「抵触法革命後のマリタイムリーエンの準拠法」では、アメリカ抵触法革命がマリタイムリーエンの準拠法選択に及ぼした影響について検討した。本章第1節では、抵触法第2リステイトメントの公刊と時期を同じくして *FMLA* が改正され、傭船者が必要品の調達を行った場合に船舶に対するマリタイムリーエンが成立する余地が拡大したため、マリタイムリーエンの準拠法が問題となる事例も増加したという背景事情を紹介した。本章第2節では、折しも連邦最高裁判所が *Lauritzen* 基準を確立した時期であったこともあり、1970年代から1980年代中頃にかけては、マリタイムリーエンの成立について *Lauritzen* 基準に従った最重要関係地テストによる準拠法選択がなされていたことを、3つの巡回区の控訴審判決の検討を通じて確認した。本章第3節では、1985年ころから2000年ころにかけての裁判例は、そのほとんどが最重要関係地テストによらずに必需品供給契約の準拠法によってマリタイムリーエンの成否を判断したものであったが、

ここでは契約準拠法がマリタイムリーエンを認めない国の法である場合、いわば権利放棄があったものとしてマリタイムリーエンが否定されていたことを指摘した。また、必要品供給契約の当事者が船舶所有者であったか否かによって異なる準拠法判断基準が適用されるとの見方について、傭船者が契約当事者であった事案においても、契約準拠法を適用した裁判例がいくつもあることを指摘し、上記分析は必ずしも当たらないとの意見を述べた。

第4部第3章「合意によるリーエン準拠法の選択と当事者自治」では、2000年以降に生じた新たな展開について検討した。本章第1節では、まず、2002年の *Queen of Leman* 事件判決が契約準拠法とは区別されたリーエン準拠法の指定を許容したことを確認した。次いで、2008年の *Harmony Container* 事件判決について検討し、同判決で第9巡回区控訴裁判所は、「マリタイムリーエンの成立については、アメリカ法が適用される」との準拠法指定条項の効力を認めたことを確認した。本章第2節では、*Harmony Container* 事件判決後の裁判例の展開について検討し、FNC 法理による対物訴訟の却下という独自のアプローチをとる第11巡回区のような例外もあるが、第4巡回区および第5巡回区が相次いで上記判決に追随していることを確認した。その上で、かかる裁判例に対して学説は総じて批判的であるが、その理由については、マリタイムリーエンの成立に関する準拠法選択を許容することは、マリタイムリーエンは当事者の合意とは独立して発生するという基本的性質 (*stricti juris*) に反し、また他のリーエンホルダーの権利に影響を及ぼすとの指摘がなされていることを確認した。

最後に本章第3節では、マリタイムリーエンの成立に関する準拠法指定を許容する近時の裁判例について考察した。本節1では、近時の裁判例の判断枠組みは、抵触法第2リステイトメントの当事者自治に関する規定と実質的に同一であることを確認した上で、契約当事者がその意思によってマリタイムリーエンを創設できないにもかかわらず、マリタイムリーエンの成立を判断する準拠法を自由に選択できるとすることは、本来当事者自治が妥当すべき範囲を超えており、問題があるとの意見を述べた。他方で、本節2では、マリタイムリーエンは契約によって創設できないという基本的性質 (*stricti juris*) が変容し

ているとみる可能性について言及した。マリタイムリーエンが契約によって創設できないとされるのは、公示のないシークレトリエンにもかかわらず追及性を有するため、一般債権者や先行抵当権者、または善意の第三取得者の利益を害するおそれがあるためとされる。しかし、前者については、本論文第2部第1章でみたように、必要品供給リーエンは今では実質的に最下位の順位に位置付けられており、先行抵当権者が害されるおそれはほとんどない。また、後者については、本論文第1部第1章で述べたように、第三取得者の利益の保護は *laches* 法理の適用によって図るべきことが確立しており、この点においても、マリタイムリーエンを *stricti juris* と解すべき根拠はほぼ失われているといえる。このように、第1部および第2部の検討で得られた知見を踏まえた考察を行い、アメリカの裁判所は必要品供給リーエンを事実上の約定担保として捉えはじめているのではないかと新たな見方を提示した。